

平成21年度第3回青森県地方独立行政法人評価委員会 議事概要

開催日時	平成21年6月8日(月) 13時30分～14時30分
開催場所	青森県庁西棟8階中会議室
会議次第	1 開会 2 議事 地方独立行政法人青森県産業技術センターの中期計画について 3 閉会
出席委員等	佐々木委員長、昆委員、黒澤委員、岩間委員、井口専門委員、豊川専門委員、 服部専門委員 (7名)
県側出席者	石川行政経営推進室長、小笠原総括副参事 ほか 農林水産部 農林水産政策課渋谷課長ほか 商工労働部 新産業創造課山谷主幹

議事要旨

1 開会

司会：ただ今から、平成21年度第3回青森県地方独立行政法人評価委員会を開会いたします。

司会：本委員会の開催には、条例の規定により、委員及び議事に関係のある専門委員の半数以上の出席が必要となります。本日は、委員及び試験研究関係の専門委員を合わせた8名のうち、7名のご出席をいただいておりますので、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。

それでは、ここからの議事については、佐々木委員長にお願いいたします。

2 議事

< 地方独立行政法人青森県産業技術センターの中期計画について >

佐々木委員長：みなさん、こんにちは。それでは早速、議事に入らせていただきます。

それでは、次第にありますとおり「地方独立行政法人青森県産業技術センターの中期計画について」です。それでは県側から説明をお願いします。

農林水産政策課渋谷課長：農林水産政策課長の渋谷でございます。よろしく申し上げます。

本日は、前回の第2回の評価委員会におきまして、委員の皆様からいただきましたご意見を踏まえ、産業技術センターにおいて中期計画の内容を改めて検討した結果について、ご説明いたします。

前回のご意見につきましては、大きく分けまして、数値目標の設定など5項目にわたるものと考えております。それでは詳細につきましては資料に沿って、産業技術センターから説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

産業技術センター鳴海企画経営室長：青森県産業技術センター企画経営室長の鳴海でございます。

前回は当センターにお越しいただきまして、大変ありがとうございました。前回は各委員の方々から、今回の計画につきまして、具体的な数値も示されている、また、戦略的なところもある、との評価をいただいておりますが、一方で、指摘事項もありましたので、その点につきまして私どもの考え方を説明したいと思います。資料1に基づき数値目標について説明し、それ以降につきましては資料2で説明いたします。

(資料1、資料2に基づき説明)

佐々木委員長：はい、ありがとうございました。ただ今ご説明いただいた修正を施した後の計画修正案は、資料3としてお手元に配られています。今の県側のご説明に対し、ご意見、ご質問があればお願いします。

岩間委員：前回欠席してちょっと分からないところがあるのですが、過去5年間で495人の方が377人へ75%削減します、したがって1人当たり130%働かなければならない、ということのようですが、どこの部門がどのくらい少なくなったのでしょうか。実際には非生産部門といえますか、総務課などの職員が少なくなっただけで、本当の研究部門の方はそこまで減っていない気もするのですが。

産業技術センター佐藤理事兼事務局長：全職員で比較しますと全体の4分の3に少なくなるということになります。産業技術センターの中には、実際に研究を行っている人もいますし、庶務的な仕事を行っている人もいますが、その他に、船に乗って調査したり、農林総合研究所、りんご研究所などについては、実際に農業機械を動かしたり、田植えしたり農場で作業する現業職も多いです。それから研究職以外の総務や庶務を行う人もいます。特に実数で申し上げますと、先ほど申し上げた全職員の5年間の平均が495人、このうち研究職員が295人です。残りの200人が総務や農場を維持する仕事に従事している。それがどういう形になるかといいますと、今後5年間の平均では、どちらの職員も75%になる、研究職員も75%になる、ということです。ですから、先ほど、様々な目標値を出しており、主にその目標を推進するために関わるのが研究職員になりますが、その方々も同じように75%になるということですので、1人当たりの業務量とすれば、過去5年間と同じ数字を出すためには1.3倍以上努力しないと達成できない、ということになります。

岩間委員：ただ単純に5人から4人になったという問題ではなくて、年齢構成や職務内容によって減らすべきものは減らさなければならぬでしょうけれども、減らせないものもあるのではないのでしょうか。一律にパーセンテージを掛けて何人になりますよ、という訳にもいかない面もあるのではないのでしょうか。ですから、その辺をもう少し研究したらいかがでしょうか。

佐藤理事兼事務局長：現時点では、昨年度まで県の機関としてあった訳で、法人化する段階でかなり組織を統廃合して移行しております。例えば農林関係ですと、グリーンバイオセンターあるいはフラワーセンターをそれぞれ農林総合研究所などに統合したりしてかなりの人数を減らしてきておりますし、それから水産総合研究所も今まで2箇所にあったものを1箇所にまとめた方が効率的に研究できる、ということで統合しております。確かに同じように単純に減らすというのであれば、これからの研究推進に問題があると思います。その際、一番重要なのは、どんな研究にどう取り組んで県内の産業振興に役立てるのかという点でありまして、現時点では、今回提案した中期計画に書かれているような研究を推進していきたいということですが、今後、5年後になりますと、研究テーマも様々に変わってくるかと思えます。そうなりますとやはり、ある特定の部署ではもう少し増やすとか、あるいは、今回の独法化のメリットとして様々な研究分野が統合したことで一体的に横の連携のある研究ができますから、そのような点を考慮しながら、どういう体制でどうやるのが望ましいのか、ということも互いに詰めながら、効率的に成果を上げていきたいと考えています。

佐々木委員長：はい、いかがでしょうか。4分の3にしたというのは、表面上は一律にしたと見え

るけれども、実は中で選択と集中と言いますか、重要なところに職員あるいは研究員を配置するというをやった結果として75%だという説明ですが。

鳴海企画経営室長：当法人としては、適正化計画をこれから作ることになります。ただ、今現在、過去5年間の人数と今年度的人数で75%まで下がってきているので、実際の数値はこれから、ということで考えております。

佐々木委員長：詳細についてはこれからということですが、人員規模については75%まで減らすという大きい目標を立てて、これから進めていく、その中で目標設定するということですね。

昆委員：この法人が法人化したといっても、県職員の身分を継承している方が大部分なわけですから、第1期の期間中に法人独自で削減したりというのは、なかなか難しい部分があるので、そこは第2期以降にするしかないというか、現実、そういう縛りがあるのではないのでしょうか。

佐藤理事兼事務局長：現時点の職員377名のうち95名が、意向を確認した結果、独法独自の職員になってもいい、ということです。その職員の割合が全体の25%、残りの75%の職員が県からの派遣職員になります。現時点のセンターの人数が今後5年間でどうなるか、といいますと、377名が目標としては364名ですから、そんなに大きく減らさなくても水準を維持しながらやっていける、ということです。5年後に職員構成がどのようになっていくのか、引き続き県からの派遣が多いというのであれば、その枠組みの中で、ということになりますが、いろんな推移を見ながら、それから研究テーマも見ながら、5年後にはそのようになると考えております。

井口専門委員：前は欠席しまして申し訳ありませんでした。私も前々回に、スタートをあまり無理しない方がいいですよと、時間をかけなければいけないということを言いました。また、数値目標もあまり過大になると、今度は我々としても厳しい評価をしなければならなくなる。ですから5年間ですので、目標値と実績値みたいにグラフを書いて常にやっていくということも必要ではないか、と思います。

それからもう一つ非常に大切なことは、出向者あるいはプロパーを選んだといいながらも、地方独立行政法人なので、結局、労使協定に基づいた働きになります。従って、そこは今までの公務員ではないので、一種の組合活動も可能になって参ります。県の人勸に従うように早速、夏季のボーナス減額という形になると思うのですが、現在私どもが非常に苦勞しているのは、我々は権限がないけれども、組合の代表者から、断固として拒否しようと言われる。自分たちに権限がなく、機構にあるのに、現場は私どもが管理運営しなければならない。これも県のいくつかと同じですが、地方独立行政法人となってくると、公立大学にしる保健大学にしる、いろいろあるわけですね。それで今は情報があつという間に全国に行き交うので、私どもの交渉状況も、あつという間に全国に広がってしまう。皆さん方も大部分は過半数代表者だと思うんですね、理事長とか理事以外は。たぶん理事長とか理事以外は管理者ではないのではないかと思います。そうすると、過半数代表になるから、非常に微妙な関係になりますけれども、現場は対応しなければならないですね。部長クラスなり、室長クラスが。ですから、焦らないで、と最初に言ったのは、焦るとですね、労使関係ということになりますと、厳しいので、慎重に対応してほしい、そう思います。

鳴海企画経営室長：分かりました。

昆委員：今、井口先生から指摘していただきましたが、研究職の人たちは裁量労働制でしたでしょうか。働く本人が研究職とかですと、自分の勤務時間管理は一定の枠がありますが、その中で自由に設定して、それで研究時間とかは相当超過していたとしても、それは本人の意志でやってい

るからいいということになるのですが。

一つ具体的なお話をします。学校の先生達が遅くまで残って生徒のために何かをしている、頑張っているね、といっても、先生達は行政職と比べても少し給料が最初から高いから公務員は回っているのですが、それが、例えば国立大学が法人化しまして、附属学校の先生達も公務員でなくなってしまうと、附属学校の先生達が夜10時、11時まで勤務していましたが、ある大学で労基署の方にいったら、超過勤務手当として3,000万円支払いなさいといった処分が来てしまう。ですから、やはり、これだけの仕事だったら何時間で終わらせなければいけないとか、そういう所を厳密にやっておかないと、せっかく成果を上げてもそういったものが全部超過勤務を支払ってなくなってしまう、ということにもなります。

井口専門委員：今、昆先生が非常に大事なことを言われたのですが、私もしばらく落ち着いてから、研究職の人を裁量労働性にするというのは、非常に良いことだと思っています。変形労働制だと、ガチガチで大変です。それで、我々教職にある者、大学と旧国立の独立行政法人の研究を主体とする機関の労働体制は、裁量労働制です。ですから自分で決める。ところが、教育をつかさどる高専とか、附属小中高、それから病院のある職は、変形労働制です。従って、きちんとした超勤手当を出さないと、労働基準法に違反することになります。そこは非常に大事だと思います。

しばらく経ったら研究職は裁量労働制にするけれども、その代わり1号俸や2号俸上にして、超勤手当を払わない。今は払う形でいっていますが、教育は超勤手当ありません。特別入試だとか何とかで夜までかかった時だけ特別に超勤手当はあるのです。したがって、これから理事の方達は、労使協定を持って行って、労働基準監督署の監督を受けて、その両者の過半数代表者と理事長との両方押印したものを見せて、そしてそれに基づいて働く、ということになります。

それは今までは公務員の方々は理解していない。研究している人であれば分かっているのですが、今言ったように、大部分は出向という身分でいたいと、という思いがあるようですのでまだ労使でこうなるというようなことはないと思いますけれども、第1期が進んで第2期の計画を立てる頃には、その辺のこともきちんとお考えいただければ、と思います。

佐々木委員長：はい、ありがとうございました。人員適正化計画は簡単ではないことなど、岩間委員、いかがでしょうか。

岩間委員：75%まで減というのはまずいのではないかとすることは、そういうことです。総務の方が3人いるのが1人になるのは、それでいいでしょうけれど、そういうことではなくて、その人がいないと生かせないものってありますよね。そういう方々は2人なら2人で置くべきでないでしょうか。

それから知的財産権ですが、これも出願した場合の特許権のあり方にも問題が出てきまして、それは、きちんと契約書を結んでおかなければ、とんでもなく大きいお金を取られますから、その辺はどうなっていますか。

鳴海企画経営室長：特許権につきましては、当然、法人の持分、それから育成権者の持分を決めて、委員ご指摘のとおり、今後、その条件などのあり方について検討する委員会を立ち上げてこれから進めることにしています。

岩間委員：進めるのはいいのですが、やはり、いろんなことが出てきていますよね。農業系、工業系いろいろなものがありますから、それぞれで契約書を作るとか、きちんとしておかなければ、後で辞めた場合、とんでもない額を取られる可能性だってあるかもしれません。

鳴海企画経営室長：当然、特許を取る際も、取るべきかどうかという委員会を設けてやりますし、

放棄する場合も第三者委員会を設けて、これまでの許諾といいますが、利用してもらえない見込みがないとなれば、そういうこともやりますし、その辺につきましては、外部評価的な委員会を通じてやっていきたい。

岩間委員：常時そういう委員会を作っておいて、何かあったときに諮るのですか。それとも何かあったときに作るのですか。

鳴海企画経営室長：最初に設置しておきまして、最低限1年に1度、また、今のように課題がある場合には随時、ということです。

岩間委員：それを今取り組んでいるわけですね。

鳴海企画経営室長：はい。

佐々木委員長：それでは最初の、数値目標の件ですが、目標水準はこういうことでよろしいかどうか、これについてはいかがでしょうか。

豊川専門委員：よろしいのではないのでしょうか。

佐々木委員長：はい、ありがとうございました。それ以外にいかがでしょうか。

井口専門委員：知的財産の件です。私は今、それを専門にやっているのですが、既に先行法人がどうやって評価してどうやってそれを知財化するか、それを記録、許可して持つかなど。そしてもう一つ重要なのが利益相反。これらについてどうしたらいいとか、知財を受けるときにお金を研究者からどれくらい受けるとか、そういうこともこれから議論していかなければならないですが、ゼロから議論するのは大変ですので、まず、右から左へ移し替えておいて、そしてここに合うようにしたらいいと思います。なぜかと言いますと、知的財産はソフトまで含めており、工業所有権だけではないので、そういう意味では単純ではない。ですから、これも先行法人は5年前から、国立大学は6年前からやっている。他の研究機関（独立行政法人）は1期終わって2期目に入りました。でも、今になっても規程整備をやっているくらいですから、そんなに簡単なことではありません。そういう意味で、焦らないでやっていくことをお願いしたいと思います。

佐々木委員長：産業技術センターにとっては根幹に関わる部分で、すごく重要な問題だと思います。今、井口専門委員がおっしゃったように、いろいろな先行事例があり、経験が蓄積されているようなので、適切に進めていただければと思います。

他にいかがでしょうか。前回の委員会で指摘していただいたところの対応については、先ほどのご説明のような形で県側では対応していただいたとのことですが。

豊川専門委員：前回のいろいろな指摘について、よく直していただいたと思います。

これは意見ですが、地球温暖化など地球環境問題について、先日、新聞に出ていましたが、2090年代には、1990年代に比べ、日本だけでも17兆円の損害が出るといった、考えられないような話が出ています。5年なりの中期目標があるのでしょうかけれど、うまく統合しなければいけないし、研究できるスタッフが十分に揃っているのかと思い、大変だなあ、という気がします。独法になったのですから、思い切って要所要所に能力のある人材を配置しないと簡単ではない、という気がします。環境公共ということが出ていますし、青森県を発信する、全国の先頭を切って、思い切ってやったらいいと思うのです。一つのチャンスだろうと思いますし、青森県はすごいな、と思うようなことを書いていますので、大いに期待したいと思います。

佐々木委員長：はい、ありがとうございました。エール、励ましをいただいたところです。他にいかがでしょうか。

服部専門委員：前回の委員会では、私が気づいたところを言わせてもらったのですが、非常に良く今回の修正案に織り込まれているということで、あとは指摘する点はございません。一つだけ申し上げれば、「2 組織運営」の「(2) 各試験研究部門による一体性の確保」で、「工業、農林、水産及び食品の各研究部門の一体性を図り」との文言がありますが、まさに、これが、これからの一つの産業技術センターの大きな役割ではないかな、と思います。ですから今後運営されていくときに、センターの一体性がポイントになるという印象を持ちました。

佐々木委員長：青森県の産業構造全体として、産業間の連携について弱いと言われておりますし、それだけではなくて新しい研究開発や産業の芽が境界領域あるいは相互の連携などが新しく生まれてくるという動きもだいぶ目立ってきていますので、産業技術センターで力を入れてやっていただければありがたいなと思います。

他はいかがでしょうか。

井口専門委員：今、一体性ということが出ましたが、これから徐々にそれぞれの農林水産畜産のどういうところをどうやったら一緒にできるかということ、これから進めていくと思いますけれども、今までの実績に基づいてと書いてここに書いてある訳ですよ。そうすると、やっぱりこれを書いたときには従来の縦型の分野で出ているのを足して、ここに来た、と思うんですよ。それで悪くないと思っていますが、毎年、少しずつそういうことが動いていくので、その数値目標を少しずつ修正しながらやっていくことも必要だと思います。スタートに縛られないでやっていると、ガチガチになってしまう、ということです。私は何もこの数値ではダメだと言っているわけではありません。目標を立てたときに、皆さんが数値目標について意見を言われた時には、そういう一体となった理想を追っていくのなら、もっと高い目標を立ててもいいのではないかと、できたらここにだんだん書いていくというのが理想なのではないか、そう思いました。

佐々木委員長：はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

今まで、この県側の修正に対する反対や異論はなかったように思いますが、むしろもっと積極的にセンターとしてとらえてほしいという励ましなどがいろいろ出たと思います。中期計画案について、問題だという点があれば、確認の意味で承りたいと思います。

よろしいでしょうか。はい、それでは特に大きな修正意見はないと判断させていただきまして、県の産業技術センターの中期計画案については妥当ということで当委員会の総論とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは議事がこれで終わりましたが、それ以外に、この機会に何かご発言があれば承りたいと思います。

鳴海企画経営室長：センター開設の記念シンポジウムについてお知らせします。

(シンポジウムの内容について説明。)

佐々木委員長：はい、ありがとうございます。それでは進行を司会に返したいと思います。

3 閉会

司会：ありがとうございました。以上を持ちまして平成21年度第3回青森県地方独立行政法人評価委員会を終了いたします。本日は、誠にありがとうございました。